

～むし歯の早期発見・早期治療～ 歯科健診を受けましょう



市では、むし歯や歯周病などの早期発見・早期治療を図るとともに健康増進への自覚を高めるため、歯科健診事業を実施します。

▶ **対象者** 国民健康保険に加入している人

※次に該当する人を除きます

- ①受診日以前に国民健康保険の資格を喪失した人
- ②国民健康保険税を滞納している世帯の人
- ③歯科の治療を受けている人

▶ **自己負担金** 1000円

※歯科健診を受ける際に医療機関で自己負担金を納付してください

▶ **検査項目**

- ①診察
- ②歯周組織検査
- ③う蝕検査
- ④ブラッシング指導

※口腔ケア用品を贈呈します

▶ **募集人数** 100人

※先着順とし、後日受診券を送付します

▶ **募集期間** 6月1日（金）～9月28日（金）

▶ **申込方法** 電話またはFAXで申し込んでください



▶ **実施期間**

8月1日（水）～平成31年3月30日（土）

▶ **実施医療機関**

島原南高歯科医師会に所属する歯科医院

※詳しくは国民健康保険班に問い合わせてください

▶ **申し込み・問い合わせ先**

保険健康課国民健康保険班

☎ 63-1111 内線 231・237

FAX 65-0879



『この一球 届け無事故へ みんなの願い』（平成30年度危険物安全週間推進標語）

危険物安全週間 6月3日（日）～6月9日（土）

危険物（ガソリン・灯油など）が絡む事故、火災を起こさないよう、取り扱いには十分注意しましょう。



◎灯油用プラスチック容器にガソリンを入れない（消防法令で禁止されています）

◎チェーンソーや草刈機の燃料として使用されるガソリン混合油は、ガソリンと同様の取り扱いが必要です

◎ガソリン携行缶のフタを開ける前に機械類のエンジンを停止し、エア抜きをする。また、高温の場所に置かない

▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合消防本部予防課（☎ 62-5857）



- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜き
- ★高温の場所禁止